

「障害児通所支援事業所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業」FAQ

※回答については、今後変更が生じる可能性があります※

令和6年7月版

No.	事項	質問	回答
1	補助	公立の施設は、補助の対象としてよいか。	補助の対象となる。
2	交付の対象	事業の対象期間はいつからか。	令和6年4月1日以降令和7年3月31日までの性被害防止対策にかかる設備等の導入にかかる経費を対象とする。
3	交付の対象	同一敷地内に複数の事業所が運営されている場合、事業所に対する補助はどうなるのか。	同一敷地内に複数の事業が運営されている場合は、1事業所として取り扱う。
4	補助対象	カメラ等のリース費用は、対象となるか。	リース費用は、全て対象外となる。
5	補助対象	既存設備等の改修費は、対象となるか。	既存設備等の改修費は、補助対象外となる。（本補助金を活用し、新たに設備等を導入する場合に限る。）
6	補助対象	導入した設備等に修理の必要が生じた場合、その経費も対象となるか。	修理費に要する経費は、事業所の負担となる。
7	補助対象	既存設備等の取り外し費用と新たな設置費用も対象となるか。	取り外しの費用は対象とはならない。 新たな設置費用は、導入に不可欠であると判断できるのであれば、補助対象としていただいて差し支えない。
8	補助対象	撮影した映像を記録、保管するための記憶媒体や鍵付き保管庫等も補助対象となるか。	利用者のプライバシー保護や、保護者の安心に応える観点から不可欠であると判断できるのであれば、補助対象として差し支えない。
9	補助対象	カメラの三脚や延長コード、保護ケース等の付属品は補助対象となるか。	カメラの導入に不可欠と判断できるのであれば、補助対象としていただいて差し支えない。
10	その他	カメラ（固定カメラ、アクションカメラ等）の導入にあたり、留意する点はあるか。	カメラによる映像の記録に当たっては、 ・撮影前に保護者及び利用者の同意を得ておくこと。 ・プライバシー保護に配慮した記録後の映像補完体制の構築を行うことが望ましい。（補助の要件ではない。）